

人間文化研究機構大学院教育推進会議設置要項

令和2年7月13日
機構長裁定
令和4年3月31日改正

(設置)

第1条 人間文化研究機構（以下「機構」という。）において行われる大学院教育の推進を図るため、人間文化研究機構大学院教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 機構長
 - (2) 理事
 - (3) 機構が設置する大学共同利用機関の長
 - (4) 総合研究大学院大学大学院文化科学研究科長
 - (5) 総合研究大学院大学大学院文化科学研究科の専攻の長
 - (6) その他機構長が必要と認める者
- 2 機構長は、推進会議を招集し主宰する。
- 3 機構長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(任務)

第3条 推進会議の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 機構において行われる大学院教育の推進に関する事項
- (2) その他大学院教育に関する重要事項についての協議・調整

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、本部事務局研究企画課において処理する。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は機構長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和2年7月13日から施行する。
- 2 人間文化研究機構大学院教育協力会議設置要項（平成24年11月6日機構長裁定）は、令和2年7月13日をもって廃止する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。